

朝霞市規則第 2 4 号

朝霞市役所支所処務規則等の一部を改正する規則

(朝霞市役所支所処務規則の一部改正)

第 1 条 朝霞市役所支所処務規則（昭和 4 9 年朝霞市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める。

(政治倫理の確立のための朝霞市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 政治倫理の確立のための朝霞市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年朝霞市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則（平成 2 1 年朝霞市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認める場合は、公開する時間を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。